

養育支援訪問事業フロー図

Ver.4.1

1

市役所の各窓口

- ・児童扶養手当申請
- ・保育所入所申請
- ・こども医療手当
- ・生活保護申請 など

健康福祉センター

- 母子保健事業において子育て家庭との接点
- ・新生児訪問・乳幼児健診
- ・乳幼児健診未受診者

児童相談所・保健所

- 子育て家庭との接点
- ・児童相談所の各種養育相談

関係機関

- ・医療機関
- ・民生児童委員
- ・電話相談
- ・保育所 など



訪問支援の必要性があると考えられる場合

アセスメント

2

第1号 様式

第2号 様式

訪問や関係機関からの情報収集

中核機関《こども家庭課》

既存の一般子育て支援サービスを紹介することで対応できる場合

3

【計画】中核機関が、訪問等により得られた情報に基づきアセスメントし、その結果により適切な支援の内容、方法、スケジュール等について立案する

第3号 様式

本事業に基づく訪問支援が必要でない場合

4

第4号 様式

対象家庭からの支援申請の確認

申請

決定

《一般子育て支援サービス等》

- ・保育所入所
- ・一時保育
- ・ショートステイ
- ・乳幼児健診
- ・ファミリーサポート
- ・NPOによる子育てサービス など

5

【支援員の派遣】立案された支援の内容、方法、スケジュール等に基づいた訪問支援を実施する



専門職的相談

養育・家事支援

中間報告

第7号 様式

第9号 様式

ケース・カンファレンス

6

【報告】訪問支援員が中核機関に支援の内容、結果を報告する

7

【評価】

支援結果の報告を元に中核機関が訪問支援の評価を行う

8

【終結】

訪問支援の継続の必要性があると判断した場合

本事業が修了し、既存の一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断した場合

